

## 令和5年度京丹後市空き家利活用推進業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

今後も空き家の増加が予想される中、空き家が地域に及ぼす防災・防犯上、衛生上、景観上等様々な悪影響を最小限に抑えるとともに、移住者等の住まいの受け皿を確保するため、空き家の利活用推進を図ることを目的として、本業務の実施者を募集します。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 令和5年度京丹後市空き家利活用推進業務
- (2) 業務期間 地域おこし協力隊員の委嘱の日から令和6年3月31日まで
- (3) 業務形態 委託契約
- (4) 業務内容 別紙1「企画提案仕様書」参照

### 3 見積限度額

月額562,000円×業務月数（消費税及び地方消費税を含む）

※上記限度額を超えた場合は失格とします。

### 4 募集事業者数

1事業者

### 5 参加資格要件

次に掲げる全てを満たすことを要件とします。

- (1) 京丹後市内に本社、本店、支社、支店、営業所もしくは事務所を有する者又は地域おこし協力隊の委嘱の日までに設置できる者であること。
- (2) 公募の目的を理解し、空き家の利活用推進に意欲がある者であること。なお、京丹後市内における活動経験及び空き家の状況や利活用等に関する知見・知識がある者であることが望ましい。
- (3) 京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成23年京丹後市告示第68号）に基づく排除措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱（平成16年京丹後市告示第16号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第指名停止225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (7) 市税、法人税（個人事業主にあつては所得税）、消費税、地方消費税その他納付

すべき税の滞納がない者であること（新型コロナウイルス感染症の影響などによる徴税猶予又は非課税の取り扱いを受けている者を除く）。

## 6 選定方法

公募型プロポーザル方式により、プロポーザル参加者から提出された応募書類及びプレゼンテーションをもとに審査を実施し、選定する。

## 7 スケジュール

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 公募開始      | 令和5年8月 3日（木）     |
| 質問書の締め切り  | 令和5年8月14日（月）     |
| 質問書に対する回答 | 令和5年8月16日（水）     |
| 募集締め切り    | 令和5年8月25日（金）     |
| プレゼンテーション | 令和5年8月30日（水）（予定） |
| 審査結果通知    | 令和5年8月31日（木）（予定） |

※各実施日については、事務の都合により変更できるものとします。

## 8 本募集に関する質問

|      |  |
|------|--|
| 質問方法 | 様式6により、電子メールで京丹後市市長公室政策企画課あてに提出<br>Email: <a href="mailto:kikaku@city.kyotango.lg.jp">kikaku@city.kyotango.lg.jp</a> |
| 質問期間 | 令和5年8月 3日（木）～令和5年8月14日（月）  |
| 回答方法 | 令和5年8月16日（水）に市ホームページに掲載<br>※質問がなかった場合は、その旨を掲載します。  |

## 9 応募方法

|      |  |
|------|--|
| 記載要領 | 本実施要領を含め、以下の内容を十分に理解した上で、提出書類を作成し応募してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 用紙はA4版（図表等についてはA3版をA4版に折り込むことも可）、カラーとする</li><li>● 文章を補完するための写真・イラストなどの使用は可とする</li><li>● 企画提案書は極力、専門用語は使用しないこと</li><li>● 仕様書の記載内容に実施が困難な点や、より効果的な手法等がある場合については、その理由とともに、同等の機能を実現するための代替案、改善方法等を記載の上、企画提案書の内容に盛り込むこと。</li></ul> |
|------|--|

|      |   |
|------|---|
| 提出書類 | <b>全応募者共通</b>   |
|      | ア 参加申込書(様式1)……………1部<br>イ 企画提案書(様式2)……………6部<br>ウ 参考見積書(様式3)……………6部<br>エ 業務経歴書(様式4)……………6部<br>オ 誓約書(様式5)……………1部 |
|      | <b>法人の場合のみ</b>  |
|      | カ 商業登記簿謄本(直近3ヶ月以内のもの)……………1部<br>(現に効力を有する部分のみ。)   |
|      | キ 登記事項証明書又は本参加申込日より3か月以内に発行された<br>現在事項全部証明書(写し可)……………1部   |
|      | ク 各法人の代表者の印鑑証明書(直近3ヶ月以内のもの)……………1部  |
|      | ケ 会社及び団体等概要(任意様式)(直近3ヶ月以内のもの)……………1部  |
|      | コ 会社定款……………1部   |
|      | サ 納付すべき税(法人税、消費税及び地方消費税)の納税証明書……………1部<br>[前事業年度分](本参加申込日より3か月以内に発行されたもの。写し可)                                  |
|      | <b>団体の場合のみ</b>  |
|      | シ 団体の規約、役員名簿、予算その他これらに類する書類……………1部  |
|      | ス 納付すべき税(法人税、消費税及び地方消費税)の納税証明書……………1部<br>[前事業年度分](本参加申込日より3か月以内に発行されたもの。写し可)                                  |
|      | <b>個人、個人事業主の場合のみ</b>  |
|      | セ 商号登記簿謄本(直近3ヶ月以内のもの)……………1部<br>(現に効力を有する部分のみ。)   |
|      | ソ 住民票の写し及び印鑑証明書(直近3ヶ月以内のもの)……………1部  |
|      | タ 代表者の身分証明書(写し可)……………1部   |
|      | チ 納付すべき税(申告所得税、消費税及び地方消費税)の納税証明書……………1部<br>[前事業年度分](本参加申込日より3か月以内に発行されたもの。写し可)                                |

|      |  |
|------|--|
| 提出先  | 京丹後市市長公室政策企画課<br>(〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷889番地)  |
| 提出方法 | 郵送又は持参によりご提出ください。  |
| 受付期間 | 令和5年8月16日(水)～令和5年8月25日(金)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>● 郵送の場合は受付期間内に必着、持参の場合は開庁日の9:00～17:00の間の受付とします。</li> <li>● 提出された一切の書類の書換え、差替えはできません。また、提出された一切の書類は返却しません。</li> </ul> |

## 10 プレゼンテーション

|      |  |
|------|--|
| 実施方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● プレゼンテーションにおける説明は、本事業を実施する責任者又は担当者が行い、時間は概ね30分以内します。プレゼンテーション後、提出書類の内容等に関する質疑応答を行います。</li> <li>● パソコン等を用いてプレゼンテーションを行う場合、パソコンは参加者が持参してください。スクリーン、プロジェクターは市で準備します。</li> </ul> |
| 出席者  | 3名以内   |
| 実施日時 | 令和5年8月30日(水) 15:00開始 (予定)<br>※集合時間及び場所は、別途通知します。   |

## 11 審査及び評価

|       |   |
|-------|---|
| 審査委員会 | 審査は、市が別に定める委員により組織された「京丹後市空き家利活用推進業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)」が行います。   |
| 審査方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 点数の合計が最も高い者を最適候補者とします。</li> <li>● 採点結果が同点の場合は、選定委員の投票で決定します。</li> <li>● 本プロポーザルへの参加者が1者のみの場合であっても、評価を行い、評価点の合計が50点(100点満点)未満の場合は、最適候補者となることはできません。</li> <li>● 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。</li> </ul> |

| 審査項目                          | 評価項目              |  | 評価内容   | 配点   |
|-------------------------------|-------------------|--|--|--|
|                               | 審査項目              | 実施体制   | 業務実施体制   | 空き家相談窓口の設置場所、開設時間、備品設置等について、相談しやすい環境が整備されているか。 |
| 危機管理、苦情処理が適切に行われる体制が整備されているか。 |                   |  |  | 10点  |
| 業務実績                          |                   |  | 京丹後市内での活動実績があるか。                                     | 5点   |
| 小計                            |                   |  | 25点  |  |
| 企画提案内容<br>(全体)                |                   | 提案内容の的確性                                       | 仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。                         | 5点   |
|                               |                   | 提案内容の実現性                                       | 実施方法が具体的で、実現性があるか。                                   | 5点   |
|                               |                   | 業務への意欲と知見・知識                                   | 業務への意欲や、空き家の状況や利活用等に関する知見・知識を有し、それらを踏まえた提案内容となっているか。 | 10点  |
| 企画提案内容<br>(個別業務)              |                   | 地域おこし協力隊員のマネジメント                               | 雇用する地域おこし協力隊の活動を適切に管理・支援できるか。                        | 5点   |
|                               |                   | 空き家利活用推進のための連携体制整備                             | 空き家相談に公平かつスムーズに応じることができる連携体制が提案されているか。               | 10点  |
|                               |                   | 空き家相談窓口対応                                      | 空き家相談に適切に対応するとともに、相談員のスキルを向上させることができるか。              | 10点  |
|                               | 空き家所有者へのアプローチ     | 空き家所有者へのアプローチとフォローを丁寧に行うことができるか。               | 10点  |  |
|                               | 空き家所有者・空き家予備軍への啓発 | 空き家所有者・空き家予備軍への啓発を目的としたイベントや積極的な情報発信が提案されているか。 | 10点  |  |
| 小計                            |                   |  | 65点  |  |

|      |                    |                                    |       |
|------|--------------------|------------------------------------|-------|
|      | 価格                 | 満点 (10 点) × (提案価格の内最低価格 / 自社の提案価格) | 10 点  |
|      | 小計                 |                                    | 10 点  |
|      | 合計                 |                                    | 100 点 |
| 審査結果 | 参加者に審査結果通知書を送付します。 |                                    |       |

## 1.2 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とします。

- (1) 受付期間後に応募した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションに欠席した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

## 1.3 参加に際しての留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出等参加に要する経費は、すべて事業者の負担とします。
- (2) 応募後、都合により辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出してください。
- (3) 契約候補者に決定した者は、市と本業務の契約交渉を行い、契約を締結することにより、業務実施者となります。
- (4) 本プロポーザルへの参加にあたり提出された応募書類は、契約候補者を決定するための書類とします。市は、契約候補者に対し、別途、契約に向けて見積書等の提出を依頼します。
- (5) 本業務の詳細については、市と契約候補者との協議により、本実施要領及び仕様書から変更することがあります。
- (6) 本業務は市の委託事業であり、業務成果等は市に帰属するものとします。
- (7) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法、京丹後市会計規則をはじめとする諸規程を適用します。
- (8) 提出された応募書類は、情報公開条例の規定に基づき公開することがあります。この場合において、個人情報及び事業者の正当な利益を害する情報は非公開となります。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定めることとします。

**【事業所管・お問い合わせ先】**

京丹後市 市長公室 政策企画課

〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷889番地

電話 0772-69-0120

E-mail [kikaku@city.kyotango.lg.jp](mailto:kikaku@city.kyotango.lg.jp)